

## ニューカレドニアにおける外出規制の追加情報（新型コロナウイルス関連）

### 【ポイント】

- ニューカレドニアにおける外出制限に関する追加情報をお知らせします。特例外出証明書の書式が変更されました。また、特例外出について細かい規定等が追加されました。特に、特例外出と認められない場合は、罰金が発生しますので、十分注意してください。
- ニューカレドニアに滞在している皆様は、ご注意くださいとともに、引き続き、新型コロナウイルスの感染予防措置の励行を心がけてください。

### 【本文】

1 特例外出証明書の書式が改訂されました。また、特例外出について細かい規定等が追加されました。主な変更は以下のとおりです。

下のリンク先から特例外出証明書及び職場を証明する書類をダウンロードしてご使用ください。

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19/Attestations-de-deplacement>

- (1) 特例外出証明書に、出発時間を記載する必要がある。
- (2) ランニングや散歩等の理由による外出について、1日1時間の制限内で、自宅の周りの最大半径1 km以内に限る。
- (3) 複数での散歩は、同居者同士との間に限り許可される。
- (4) 特例外出理由に、「裁判所や行政機関からの召喚」、「行政当局の要請による公共活動への参加」が追加された。
- (5) 罰金が厳格化した。初回の違反は89,000フラン、15日以内に再犯した場合は179,000フラン、30日以内に4回の違反をした場合は447,000フラン。

2 ニューカレドニアに滞在している皆様は、対人距離の確保（1メートル以上）、頻繁かつ綿密な手洗い、アルコール消毒液の利用、握手・ビズの回避等の感染予防措置の励行を心がけてください。

### 【参考となるサイト】

○ニューカレドニア政府の新型コロナウイルス特設ページ

<https://gouv.nc/actualites-et-espace-presse/info-coronavirus-covid-19>  
<https://covid19.nc/>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○世界保健機関（WHO）ホームページ

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話：01-4888-6200（海外からは+33-1-4888-6200）

Web：[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email：[consul@ps.mofa.go.jp](mailto:consul@ps.mofa.go.jp)

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000Australia

代表電話（61-2）9250-1000

Fax（61-2）9252-6600

Web：[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email：[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>